

周防大島町汚水処理施設整備構想（案）に関する意見を募集します

公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、合併浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。

周防大島町では公共下水道や合併浄化槽等で汚水処理整備を進めており、平成26年度末の普及率は62・4%に達しています。

一方で、人口減少時代を迎えるなど近年の社会情勢・経済状況の変化により、汚水処理施設整備を取り巻く環境は非常に厳しいものになってきています。

また、平成26年1月に三省合同（国土交通省、農林水産省、環境省）の下水道事業の大幅な見直し基準、「持続的な汚水処理システムの構築に向けた都道府県構想マニユアル」が示されたため、これを基に「周防大島町汚水処理施設整備構想（案）」を作成しました。

そこで、その内容を公表し、皆様からのご意見を広く募集し、構想策定の参考とさせて頂きたいと思っております。皆様のご意見をお待ちしています。

■公表する資料

「周防大島町汚水処理施設整備構想（案）」

■資料の閲覧方法

- (1) 周防大島町ホームページ
- (2) 文書閲覧 上下水道課および各総合支所

午前8時30分～午後5時まで
※土曜、日曜、祝日を除く。

■閲覧および募集期間

2月15日(月)～3月7日(月)

■意見を提出できる方

- (1) 町内に在住している方
- (2) 町内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体
- (3) 町内の事業所または事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に直接利害関係のある方

■意見の提出先

次のいずれかの方法により上下水道課下水道班までご提出してください。（口頭あるいは電話での受付は致しません。）

3月7日(月)午後5時必着

・郵送・持参

〒742-2301

周防大島町久賀4799-1

久賀東庁舎内

周防大島町環境生活部上下水道課下水道班

・ファックス

0820(79)1013

・電子メール

jogesuido@town.suo-oshima.jp

※意見書の様式は任意ですが、住所、氏名、連絡先を必ず記入してください。住所、氏名が公表されることはありません。

提出して頂いたご意見は、内容ごとに整理し、町の考え方を付して、最終的に決定された構想とあわせて、ホームページ上で取りまとめ公表します。したがって、個々のご意見については直接または個々の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

■提出いただいたご意見の公表

ただし、賛否のみを記した意見、本件に内容が合致しない意見、住所、氏名等が記入されていない意見などは公表しないものとします。

周防大島町環境生活部

上下水道課下水道班

0820(79)1011

お問い合わせ

周防大島町環境生活部

上下水道課下水道班

0820(79)1011

0820(79)1011

4月1日から 水道開閉栓手数料を廃止します

これまで水道利用の開始・休止の際、宅内漏水の防止を兼ねてメーターの取付け取外しを行い、開閉栓手数料をいただいていたが、「費用負担のため帰省しにくい」といったご意見や県内他市町の状況を踏まえ、平成28年4月1日から開閉栓手数料を廃止いたします。従いまして、休止後もメーターを残す場合がありますので、ご了承ください。

なお、水道利用の開始・休止の届出は必要ですので、これまでどおり水道使用異動届をご提出ください。

お届がないと、ご使用されなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ 上下水道課 ☎0820(79)1011